

令和2年3月
浜田市議会定例会議議案
(議会提出分)

令和2年2月25日

発議第1号

浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について

浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり、浜田市議会会議規則第13条第2項の規定により提出する。

令和2年2月25日 提出

議会運営委員会

委員長 笹田卓

浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

浜田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成 20 年浜田市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び議員」を「、委員会（浜田市議会委員会条例（平成 17 年浜田市条例第 306 号）に規定する常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。）の委員長（以下「委員長」という。）及び副委員長（以下「副委員長」という。）並びに議員（議長、副議長、委員長又は副委員長でない議員をいう。以下同じ。）」に改める。

第 2 条の表副議長の項の次に次のように加える。

委員長	365,000 円
副委員長	357,500 円

第 3 条第 1 項中「選挙の日から」の次に「、委員長及び副委員長にはその互選の日から」を加える。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。